青森県社会福祉施設等の応援職員派遣支援事業　実施要領

**第１　事業の目的**

社会福祉施設等（以下、「施設」）で働く職員等（以下、「職員」）が新型コロナウイルス感染症等（以下、「感染症等」）に罹患等することにより、施設で働く職員の出勤が困難となった場合、施設のサービス提供を継続するため、職員が不足する施設に他の施設から応援する職員（以下、「応援職員」）を派遣し、県内の施設による連携の下、施設間による職員の相互応援システムを構築する。

**第２　事業の実施主体**

事業は青森県が実施し、事業のすべてを社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下、「県社協」）へ委託の上実施する。

**第３　事業実施期間**

事業は施行日より開始し、終了時期については今後の感染症等の収束状況等を踏まえ判断するものとする。

**第４　事業内容等**

１　応援可能法人の登録事業

（１）　応援可能法人の登録

県社協は、事業のために、県内の社会福祉法人等に対して応援職員の登録を依頼する。登録する内容は第１号様式により回答するものとする。

（２）　応援可能法人名簿の作成及び管理

県社協は、（１）により回答のあった応援可能法人について、「応援可能法人名簿」（以下、「名簿」）を作成するものとする。なお、作成した名簿について変更等があった場合は、随時更新し、適切に管理するものとする。 また、県社協は、事業に関して知り得た個人情報を事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（３）　業務内容の周知

県社協は、応援可能法人に対し、業務内容について十分に周知を図り、実施するものとする。

２　応援職員の派遣支援等事業

（１）　事業による支援の方針

応援職員については、自身の保護及び所属する施設等への影響を考慮し、原則として感染者が発生した施設への直接の応援はせず、当該法人内の職員が不足する施設等（代替施設等）での業務を行うなど、感染リスクを排除した上での派遣支援を実施する。

※別紙1「青森県社会福祉施設等の応援職員派遣支援事業 スキーム」参照

（２）　事業の内容

感染症等の発生した（クラスターの発生を想定）施設等（以下、「感染施設」）にあっては、同一法人内で支援する。同一法人内での支援のために職員が不足し、応援職員の派遣を希望する施設（以下、「要請施設」）から応援の要請を受け、県社協が応援可能法人との派遣調整後、応援職員を派遣し支援する。（※別紙１ 青森県社会福祉施設等の応援職員派遣支援事業 スキーム 参照）

事業の実施に当たっては、応援職員を要請施設へ派遣することを基本とするが、感染施設の状況を踏まえ、サービス利用者の代替受入れや不足する衛生用品等物資の支援を行うなど、対応可能な支援を行うことも差し支えないこととする。

（３）　応援職員による派遣支援の服務等

①応援可能期間

応援職員を受け入れる要請施設の希望する期間とする。ただし、最大で１４日間を限度とする。（※別紙１ 青森県社会福祉施設等の応援職員派遣支援事業 スキーム 派遣スケジュール参照）

②応援職員の勤務時間

応援職員は、日勤業務を行うこととし、原則として夜勤等は行わないものとする。

③応援職員の業務内容

要請施設は、予め応援職員が行う業務内容を定めるものとし、県社協を通じて応援職員へ周知することとする。

（４）　応援職員の宿泊施設、服装等

応援職員は、原則として宿泊施設に宿泊することとする。宿泊施設の手配については要請施設と県社協での協議の上決定するものとする。

応援職員が使用するユニフォームやマスク、手袋等の衛生用品については、応援職員を受け入れる要請施設において準備の上、支給又は貸与することを原則とする。なお、県社協は、必要に応じて衛生用品等の支援を行うこととする。

（５）　応援職員の派遣実施の方法

①応援の要請

要請施設は、県社協に対し、第２号様式を提出し応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭等により要請し、後日速やかに提出するものとする。

②応援職員の派遣調整

ア　県社協は、①応援の要請を受けた後、速やかに応援可能法人へメール送信により、返信の期限を定めて通知し、派遣調整を行う。

イ　派遣を決定した施設（以下、「応援施設」）は、派遣する応援職員について第３号様式により県社協に通知する。

ウ　県社協は、派遣する応援職員について第４号様式により要請施設に通知する。

③応援職員の派遣に付随する事務

県社協は、応援職員の派遣に付随する以下の事務を行うものとする。

・応援職員が所属する施設から要請施設へ移動する際の交通費、勤務する間の宿泊費を後日支給する。

・応援職員に対し派遣期間に係る国内旅行傷害保険へ加入させ、その費用を負担する。

ただし、介護サービス事業所・施設等が介護サービス事業所・施設等に応援職員を派遣した場合は、「令和3年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱」に基づき取り扱うものとする。

④報告

応援職員は県社協に対し、１日の業務終了後に第５号様式により活動報告をするものとする。

また、応援終了後、応援職員を派遣した法人は、活動に係る実績報告及び派遣に要した費用等について、③のただし書きを除き、第６号様式により請求するものとする。

県社協は、③のただし書きを除き、応援職員を派遣した法人に対して、派遣に要した費用等を支払うものとする。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年１月５日から施行する。